

令和8年5月1日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士 佐藤誠三

当事務所が行う会計・決算業務に係る料金について

標記のことについて、令和7年3月30日施行の細則を下記のとおり改定します。

また、この細則は令和8年5月1日に施行し、原則として同日以降に契約する令和8年1月1日以降に開始する事業年度から適用します。

記

1 会計・決算業務に係る料金について

- (1) 会計・決算業務に係る料金は、個人か個人以外(法人)かを問わず、依頼者様が依頼される業務の内容、必要とする時間、難易度、取引規模などを総合的に勘案して計算します。
- (2) 業務契約に基づいて業務を遂行する過程において、独立した業務又は役務の提供(契約条件外の対応を含みます。)が発生した場合については、附随業務手数料を別途請求させていただきます。
- (3) この細則に定めのない事項については、次の定めによるものとします。
 - ① 依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について(通則)
 - ② 当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について(基本細則)
 - ③ 依頼者様に関する業務の過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供について

2 基本料金(1課税年度)

| 区分 | | 料金 |
|--|---------------------|-----------|
| TKCが提供する会計システム(売上5千万円程度以下)を使用する場合(システム使用料に係る料金を含む) | FXまいスタークラウド(部門管理不可) | 120,000 円 |
| | FX2クラウド(部門管理可) | 204,000 円 |
| 上記以外 | | 60,000 円 |

- (1) 基本料金は、次の計算式で計算します。

【計算式】 1課税年度の基本料金 × (事業月数 / 12) + 加算額

(2) 年末調整に係る業務がある場合 … 50,000 円を加算

3 業務遂行料金(1課税年度 当月平均取引金額100万円あたりの単価)

| 区分 | 総勘定元帳、 仕訳帳の作成 | 免税事業者 | 課税事業者 | | |
|------------------|------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | | 簡易課税 A | 簡易課税 B | 一般課税 |
| 月次監査業務 及び決算業務 | しません | 2,400 円 (4,800 円) | 3,600 円 (6,000 円) | 4,800 円 (7,200 円) | 6,000 円 (8,400 円) |
| 会計業務及び 決算業務 | します | 9,600 円 (12,000 円) | 12,000 円 (14,400 円) | 14,400 円 (16,800 円) | 16,800 円 (19,200 円) |

(1) 加算料金は、次の計算式で計算します。

$$\text{【計算式】 当月平均取引金額100万円あたりの単価} \times (\text{当月平均取引金額} / 100\text{万円}) \\ \times (\text{事業月数} / 12) \times \text{難易度に係る倍率} \pm \text{増減額}$$

(2) カッコ書きの金額 … 資料情報の提供について、その一部又は全部が書面による場合

(3) 料金に含まれる業務は次のとおりです。

| 業務区分 | 業務内容 |
|------------------------|--|
| 月次監査業務及び決算業務 | ① 記帳内容の確認、② 決算整理仕訳の処理、③ 決算書の作成 |
| 会計業務及び決算業務 | ① 記帳内容の確認、② 決算整理仕訳の処理、③ 決算書の作成、④ 総勘定元帳・仕訳帳の作成 |
| 年末調整業務 (TKCシステムを使用) | ① 源泉徴収税額の算出(計算)、② 所得税徴収高計算書(下書き)の作成、③ 住宅借入金等特別控除がある者の年末調整関係書類の作成、④ 年末調整業務(年税額の計算)、⑤ 給与支払報告書(総括表・個人別)及び源泉徴収票の作成、⑥ 法定調書、同合計表の作成、⑦ 誤納還付、年末調整超過額の還付の請求に関する業務 |

(4) 簡易課税は、次のとおり区分します。

| 区分 | 要件 |
|--------|--|
| 簡易課税 A | ① 簡易課税で業種区分が1種類又は2種類(主たる業種が75%以上) ② 簡易課税で業種区分が1種類又は2種類(主たる業種が75%以上)以外で軽減税率なし ③ 2割特例の適用 |
| 簡易課税 B | 上記以外 |

(5) 当月平均取引金額は、次の計算式で計算します。

$$\text{【計算式】 (前課税期間の収入金額} \times 2.4 \pm \text{所得金額}) / \text{前課税期間の事業月数}$$

① 月数に1月未満の端数がある場合は1月単位に切上げます。

② 個人以外の場合の所得金額は、課税所得金額とします。

- ③ 所得金額が黒字の場合は減算、赤字の場合は加算します。
- ④ 当月平均取引金額が1千万円未満の場合、料金計算時の当月平均取引金額は、次のとおりです。

| 当月平均取引金額 | 料金計算時の当月平均取引金額 | 具体例 |
|--------------------|----------------|--------------------------------|
| 100万円未満 | 100万円 | 80万円 → 100万円 |
| 100万円以上 400万円未満 | 300万円 | 200万円 → 300万円 350万円 → 300万円 |
| 400万円以上 800万円未満 | 600万円 | 500万円 → 600万円 700万円 → 600万円 |
| 800万円以上 | 1,000万円 | 900万円 → 1,000万円 |

- ⑤ 当月平均取引金額が1千万円以上の場合、1千万円未満の端数は、次のとおり処理します。

| 1千万円未満の端数 | 端数処理 | 具体例 |
|-----------------|-------------|-------------------|
| 300万円未満 | 切捨て | 1,100万円 → 1,000万円 |
| 300万円以上 500万円未満 | 500万円単位に切上げ | 1,400万円 → 1,500万円 |
| 500万円超 800万円未満 | 500万円単位に切捨て | 1,600万円 → 1,500万円 |
| 800万円以上 | 切上げ | 1,900万円 → 2,000万円 |

- (6) 次のような場合につきましては、割増料金にて対応させていただきます。
- ① 起票からの記帳代行業務
 - 依頼者様が使用する会計システムにて行うことを前提としているため。
 - ② 個人以外の依頼者様の都合によりTKCが提供する会計システム以外を使用する場合（会計システムを使用していない場合を含みます。）
 - 当事務所によるTKCが提供するシステムへの入力代行業務が発生するため。
- (7) 税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り無料にて対応させていただきます。
- (8) 業務を依頼される場合、月次決算資料（試算表、帳票類など）の写しをご提供いただきます。
- (9) 消費税の申告を要する場合、課非区分などを帳票類に記録することを要します。
- (10) 個人（事業者）が次のいずれかに該当することにより10万円を超える青色申告特別控除の適用を受けない（ただし、赤字又は期限後申告により適用が受けられない場合を除く）場合、この細則の適用を除外することができるものとします。
- ① 家内労働者等の所得計算の特例（措法27）を適用する場合
 - ② 不動産所得が事業的規模（おおむね5棟10室）に満たない場合
 - ③ 青色申告決算書又は収支内訳書（以下、決算書等）の作成が著しく簡易なものである場合